

静岡市 不育症治療費助成事業のご案内

～2016年4月より医療保険が適用される「不育症」の治療に要した経費を助成対象とします～

不育症治療費助成金の申請受付は窓口での受付を行っておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、申請期限が2021年3月31日までの方（治療期間が2020年2月1日から2021年1月31日までに受診された方）の申請を郵送での受付をいたします。

※今後取り扱いを変更する場合は市のホームページに掲載しますので、申請される際は必ず最新の情報をご確認ください。

【郵送申請について】

○申請書等は、レターパック等の配達記録が残る方法で郵送してください。（普通郵便など配達記録が残らない方法での不着事故などに関しては責任を負いかねます。）

○領収書原本返却用の返信用封筒として、レターパックプラス、またはレターパックライトを同封してください。レターパック等は郵便窓口・コンビニエンスストアなどの郵便切手類販売所（一部を除きます）にて購入できます。

郵送先住所：〒424-8701 清水区旭町6番8号

あて先：静岡市役所 子ども家庭課 給付係

不育症とは…

不育症とは、妊娠はするけれど、流産や死産、早期新生児死亡などを2～3回以上繰り返して、子どもを持ってない状態をいいます。

不育症の検査では、何を調べるの？

不育症の検査には、子宮形態検査、内分泌検査（甲状腺機能、糖尿病検査等）、血栓を作りやすくする要因を調べる検査などがあります。

不育症治療費助成

1. 対象となる方 次のすべての要件を満たす夫婦

- (1) 夫婦または一方が静岡市に住民登録のある方で、戸籍上の夫婦
- (2) 医師の診断により、不育症又はそのおそれがあると診断された夫婦
- (3) 各種健康保険に加入している夫婦



2. 助成の内容

(1) 対象となる経費

医療機関において不育症又はそのおそれがあると診断され、次に掲げる検査又は治療に要した費用

- ①子宮形態異常の検査又は外科手術治療
- ②内分泌異常の検査又は投薬治療
- ③血栓を作りやすくする要因を調べる検査又はヘパリン療法など
- ④①～③に掲げるもののほか、不育症の原因を特定するための検査又はその改善のための治療であって、医師が必要と判断したもの

- ・医療保険各法に基づく給付の対象となる検査又は治療に限ります。
- ・交通費、文書料、入院費など直接治療に関係しない費用は含まれません。

対象となる治療期間は裏面参照。

(2) 助成額

1年度につき、治療又は検査に要した費用の自己負担額のうち2分の1の額（上限10万円）

3. 申請期限、申請回数

	治療期間	申請期間
2020年度	2020年2月1日から 2021年1月31日までに受診したもの	2020年4月1日から 2021年3月31日まで
2021年度	2021年2月1日から 2022年1月31日までに受診したもの	2021年4月1日から 2022年3月31日まで

※治療期間が年度をまたぐ場合は、2020年度、2021年度に分けて申請期間内に提出してください。その際の助成金額は、2020年度で上限10万円、2021年度で上限10万円となります。

※年度内(4月～翌年3月)の申請回数に制限はありません。まとめて1回でも複数回に分けても申請が可能です。

申請受付から1～2か月後に、決定の可否を通知します。決定通知は、確定申告等で必要となる場合があります。再発行はしませんので、大切に保管してください。

4. 必要書類

(1)不育症治療費補助金交付申請書(様式第1号)	<ul style="list-style-type: none"> • (1)(2)(3)の書類は、子ども家庭課(清水庁舎9階)、各区健康支援課、各区子育て支援課にて入手してください。また、市役所ホームページからも入手できます。 • 記入見本をご確認ください。
(2)不育症治療費受診等証明書(様式第2号)	
(3)請求書(様式第5号)	
(4)医療機関発行の領収書 ※コピー不可	<ul style="list-style-type: none"> • (2)の証明書に記入されている期間のものをすべてお持ちください。
(5)戸籍謄本(全部事項証明書) ※コピー不可 (発行日から概ね3か月以内のもので婚姻関係がわかるもの) ※年度内(4月から翌年3月)に不育を2回目、特定・一般の申請をされた方は、省略可。 ※ただし、記載内容に変更があった場合には、再度取り直してください。	<ul style="list-style-type: none"> • 各区役所戸籍住民課及び各支所、市民サービスコーナーで発行しています。 • 夫婦とも外国籍を有する場合にあっては、婚姻をしていることを証する書類の写し(住民票等)が必要です。 • 本籍のある市町での発行になります。
(6)不育症治療を受けた方の医療保険証のコピー	

※窓口申請される時の持ち物

- ①申請書(様式第1号)に押印した印(スタンプ印不可)
- ②振込先口座(申請者本人名義の口座に限る)のわかるもの(通帳等)

5. 申請書等提出先

- 葵区健康支援課 (葵区城東町24番1号 城東保健福祉センター内2階) TEL054-249-3196
- 駿河区健康支援課 (駿河区曲金三丁目1番30号 南部保健福祉センター2階) TEL054-285-8377
- 清水区健康支援課 (清水区渋川二丁目12番1号 清水保健福祉センター3階) TEL054-348-7981
- 葵福祉事務所子育て支援課 (葵区追手町5番1号 葵区役所2階) TEL054-221-1093
- 駿河福祉事務所子育て支援課 (駿河区南八幡町10番40号 駿河区役所2階) TEL054-287-8674
- 清水福祉事務所子育て支援課 (清水区旭町6番8号 清水区役所1階) TEL054-354-2120

【問合せ先・郵送受付先】 静岡市子ども未来局 子ども家庭課 給付係

〒424-8701 清水区旭町6番8号 (清水庁舎9階) TEL054-354-2649

静岡市役所ホームページ(<http://www.city.shizuoka.jp/>)では、ご案内と申請書類『不育症治療費補助金交付申請書(様式第1号)・不育症治療費受診等証明書(様式第2号)・請求書(様式第5号)』を取り出すことができます。記入例を参考にご記入ください。(静岡市役所HP → 子ども家庭課 → 不育症治療費助成制度)